

規制の事後評価書

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政令（令和元年政令第 91 号）

規制の名称：地方管理空港において空港機能施設事業を行う者の指定の欠格事由（空港法施行令第 7 条関係）

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課

評価実施時期：令和 7 年 2 月 2 7 日

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・地方公共団体の長による地方管理空港における空港機能施設事業者の指定における欠格事由から、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）を削除するとともに、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定。以下同じ。）として、「心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの」を新設した。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
成年被後見人等の欠格条項の削除による成年後見制度の利用促進、不当な差別の解消等の効果	事前評価時	—
	事後評価時	本規制緩和以降、成年後見制度の利用者数は 198,181 人（平成 29 年末）から、230,848 人（令和 5 年末）に増加した。他の施策による効果と本規制緩和による効果を切り分けることは困難であるが、本規制緩和により、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなった。これにより成年後見制度の利用を躊躇させる要因が解消され、成年後見制度の利用促進が図られたと考えられる。成年後見制度の利用者数が増加していることから、不当な差別の解消につながっていると考えられる。

<負担>

■行政費用

		算出方法と数値
指定を受けることが可能かどうか審査する費用	事前評価時	個別審査規定を新設するに当たり、指定を受けることが可能かどうかを審査する費用が想定されるが、当該指定における審査項目は多数あり、今回、設置する個別審査規定の該当性の審査は、その一部であることから追加的な発生費用は僅少。
	事後評価時	令和 6 年 12 月時点において適用実績が 0 件であったため、具体的な発生費用の検証は困難であるが、行政費用の考え方については、事前評価時の想定から引き続き変わらない。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
本規制緩和に伴う負の影響や波及的な費用	事前評価時	本規制緩和にあたっては、空港法及び空港法施行令において、役員に対し業務遂行上求める判断能力について、今後新設する規定に基づき、的確な能力を有することを、個別の申請毎に厳正に審査することとしているため、本規制緩和に伴う負の影響や波及的な費用は発生しない。
	事後評価時	令和 6 年 12 月時点において適用実績が 0 件であったため、その影響を具体的に確認することは困難であるが、副次的な影響及び波及的

		な影響については、事前評価時の想定から引き続き変わらない。
--	--	-------------------------------

■その他の負担

—

3 考察

- ・事前評価書に対する総務省の点検を踏まえ、効果について成年後見制度の利用者数を記載した。
- ・成年後見制度の利用者数が規制緩和前（平成 29 年末）に 198,181 人であったものが、規制緩和後（令和 5 年末）には 230,848 人と増加している。他の施策による効果と本規制緩和による効果を切り分けることは困難ではあるが、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年後見制度の利用促進や不当な差別の解消等が図られたと考えられる。
- ・一方で、本規制導入後、令和 6 年 12 月時点において適用実績はないが、事後評価にあたり、事前評価時の想定と比較して、効果や負担の考え方について大きな差異はない。また、副次的な影響又は波及的な影響は発生しないものと考えている。
- ・以上より、これらの措置は継続することが妥当である。